

平成 17 年 11 月 18 日
日本環境保全協会

生ごみ等の 3 R ・ 処理について

私共は一般廃棄物処理業者の全国団体として、今日まで、廃棄物の適正処理を推進し循環型社会の構築を図り、国民が安全で健康かつ快適な生活を営むため、そして安全で清潔な生活環境を将来の世代に継承するため、汚物掃除法の制定以来、約百年に及ぶ廃棄物関連法令に則り市町村と共に懸命に努力し、わが国において誇るべき歴史的実績・社会要請に応え得る技術力を着実に培ってまいりました。

このような立場から私共は、今後の生ごみ等の 3 R ・ 処理についても、環境保全上支障のない安全な処分・適正処理を確保することが最も重要であると考えております。

生ごみは腐敗しやすく異臭を伴う物をはじめ多くの種類のものが混合されて排出されます。厳密に分別排出することが困難な性状の廃棄物です。特に、一般家庭から排出される生ごみは世帯世帯で家族構成や生活習慣等の違いにより質・量共に千差万別のものが出てまいります。また、大多数の事業所・小売店等から排出される生ごみも、決して一定の質・形状ではあり得ないのが現実の姿であります。

このような実態を踏まえ、生活環境の保全のため、生ごみは一般廃棄物として市町村の処理責任の下におかれ、実態に則した処理やリサイクルが行われております。

公衆衛生を確保する見地からも、生ごみ等の 3 R ・ 処理については市町村の行う事業として位置付けることが重要であり必須のものと考えます。また、生ごみを飼料・肥料等としてリサイクルするのであれば、リサイクル施設とリサイクル物（製品）の安全性や商品価値が十分に確保された上で行われるものでなければならぬと考えます。これらのことが十分に確保されて、初めてリサイクル物（製品）は安心して利用できる商品として市場に流通することが可能になります。

しかしながら、一般に、リサイクル物が商品として流通し、循環していくには品質や価格をはじめとして解決すべき多くの課題があ

ります。循環の流れが構築されなければ、せっかくのリサイクル物は停滞し、形状を変えた高コストな廃棄物となる恐れがあります。

またリサイクルを行う場合には、これまで一体的に衛生的処理されていた生ごみの一部をリサイクルのルートにのせるため、ルートに乗らない生ごみ処理に混乱を招くことも考えられます。これを防ぐためには、リサイクルを進める場合にも、市町村の生ごみ排出の実情に精通し、実績と技術を兼ね備えた企業を活用することが安全の確保の上からも極めて有効であると考えております。

また、このような多くの困難の中で、生ごみのリサイクルを行うのであれば、排出者側の徹底分別や、排出されたものの均一化を図らなければなりません。これは、大変な努力と十分なモラルが求められるところであり、その徹底には、国民が信頼を寄せる市町村の役割こそが、ますます大きくなるものと考えます。

以上述べましたことを整理して、生ごみリサイクルが円滑に進むためのポイントをまとめると次の通りであります。

生ごみの処理は、適正処理を円滑に行なうことが絶対条件であり、不適正処理の発生を予防することが重要であること。

公衆衛生を確保する見地から、生ごみ等の3R・処理については市町村の行う事業として位置付けることが重要であり必須のものであること。

また、地域による排出特性を十分に考慮して、リサイクルもいたずらに広域化するのではなく、地域の実情・特性を尊重した適正な処理体制を踏まえたりサイクルシステムを構築することが必要であること。

生ごみはあくまでも廃棄物であり、その処理は公衆衛生の確保と環境保全に密接に関係し、国民の安全・安心な快適な生活に強く影響するため、リサイクルの推進といえども、この視点を軽視してはならないこと。

廃棄物適正処理確保のためには、必要に応じ規制の強化は必要であり、廃棄物の適正処理の安全確保が大前提であること。

合理的な処理を確保しつつリサイクルの推進していくためには従来から廃棄物処理に携わってきた業者を活用することが最も有効であること。